

デジタルサイネージなどの動画広告の取扱いについて

（規制の現状）

デジタルサイネージなどの動画広告（以下、「動画広告」という。）の民地内での掲出については、屋外広告物条例上の規制はなく、景観上の観点から一部の地域を除いて掲出が認められている。

一方、道路上においては、屋外広告物許可基準を満たすことはもとより、道路法の規制を受けることから、道路占用許可基準にも適合する必要がある、形状や高さなどの制限のほか、点滅しないものなどに限って許可し、動画広告の掲出は認めていない。

また、道路下にある地下道、地下街及び地下鉄などの駅施設においても、地上と同様、動画広告の掲出は許可していない。

（課題）

しかしながら、近年の広告物の多種多様化により、地下街や地下鉄などの施設管理者から動画広告を掲出したいとの要望が寄せられている。

あわせて、災害時に緊急避難情報等の伝達が可能なことから、公益性に資するとの意見も出されている。

一方、地下にある私鉄の鉄道駅舎など、道路法の規制を受けない鉄道用地内においては、現在すでに動画広告が掲出されているが、通行支障やそれに起因する事故なども発生していない。

そこで、市交通局の要望をうけ、平成 26 年 12 月 8 日から平成 27 年 1 月 4 日にかけて、御堂筋線梅田駅において動画広告を掲出する社会実験を行ったが、問題は特になかった。

なお、東京都や京都市では、道路占用許可に基づく動画広告の掲出が行われている。

（今後の取扱い）

道路下の地下において、道路管理上や交通管理上支障がない場合について、一定の条件を付し、動画広告の掲出を許可するものとする。

また災害時には、動画による映像案内以外に避難誘導を音声によって行うことがより効果的であると考えられることから、現在、許可していない音声について、社会実験により一部箇所で試行実施し、効果等を検証する。

道路上におけるデジタルサイネージの取り扱い（案）

- ・設置場所

車両交通の無い地下道、地下街、地下にある鉄軌道施設

- ・表示内容

公共広告、商業広告、施設等の案内及び災害時等の誘導案内

※テレビ放映等、人が滞留するおそれのあるもの不可とし許可条件に付す

※災害時等の放送については、努力目標とするよう許可条件に付す

- ・構造

道路管理上、交通管理上支障とならないもの

音声放送にかかる社会実験（案）

- ・目的

災害時誘導案内に効果的と思われる音声放送について、交通支障の有無及び広告としての有効性について検証する

- ・場所

車両交通の無い地下道、地下街、地下にある鉄軌道施設

- ・期間

平成27年4月1日以降1年程度（実施者の設定期間）

- ・実施者

各施設管理者の中から応募のあったもの

- ・検証内容

交通支障の有無及び広告としての有効性